

東京都協同農業普及事業外部評価実施要領

28産労農振第1094号

平成28年8月30日

第1 趣旨

この要領は、協同農業普及事業の実施に関する方針（平成28年3月22日付27産労農振第2062号）第3の2に基づき、普及指導計画に定められた普及指導活動の体制及び成果目標の達成状況について外部委員による評価を行い、その評価結果を踏まえて普及指導計画の改善を図るため、外部評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 外部評価の内容

次の事項について、外部委員による評価を行う。

- (1) 普及指導活動の体制
- (2) 普及指導活動の成果目標の達成状況等

第3 外部評価委員会の設置

- 1 農林水産部農業振興課長は、東京都協同農業普及事業外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置する。
- 2 外部評価委員会は、委員6名以内をもって組織し、その委員は、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ等の外部有識者を選任する。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 外部評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第4 外部評価委員会の開催

- 1 外部評価委員会は、農林水産部農業振興課長が招集する。
- 2 外部評価委員会の開催は、原則として毎年度1回とする。
- 3 外部評価委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

第5 評価対象の選定

概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

第6 評価結果を踏まえた計画等の改善

農業振興事務所長及び島しょ農林水産総合センター所長は、評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画等の改善を図る。

第7 評価結果の公表

農林水産部農業振興課長は、評価結果をホームページ等で公表する。

第8 事務局

外部評価の事務局は、農林水産部農業振興課が行う。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年8月30日から施行する。